

## 一般競争入札に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり開始する。

平成 27年 7月 29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 地積測量図等作製に係る境界測量及び嘱託登記業務
- (2) 履行場所 : 沖縄県全域
- (3) 業務内容 : 別添 仕様書による
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

本業務は、入札手続き（競争入札参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を紙ベースで行う。

### 2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士が3人以上在籍する土地家屋調査士法人（土地家屋調査士法第63条に定める公共嘱託登記土地家屋調査士協会を含む）であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

### 3. 入札手続等

- (1) 入札説明書、交付方法等

交付期間 : 平成 27年 7月 29日（水曜日） から

交付方法 : 沖縄県ホームページからダウンロードにより入手すること。

提出方法 : 11. の入札及び契約担当部署に直接持参すること。

### 4. 入札の日時、場所

入札日時 : 平成 27年 8月 19日（水曜日） 午前 10時 00分

入札場所 : 沖縄県企画部 土地対策課 会議室（沖縄県庁舎7階）

### 5. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第100条の規定により、見積る金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

## (2) 契約保証金

本件に係る契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。  
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

## 6. 入札、開札及び落札

(1) 入札参加者は、仕様書に定める各項目の予算数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

入札の際は、封筒に入札書と業務内訳表（別添 積算資料）を同封すること。

- (2) 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (5) 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。

## 7. 入札の無効と落札決定の取り消し

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合と認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札の条件に違反した入札
- (10) 虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札
- (11) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (12) その他沖縄県財務規則126条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

## 8. 入札参加資格の確認申請

2. の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、「競争入札参加資格確認申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

- (1) 提出日時 : 平成 27年 7月 29日 (水曜日) から平成 27年 8月 6日 (木曜日)  
午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
- (2) 提出方法 : 提出場所に持参すること (FAXによるものは受け付けない)
- (4) その他
  - ア 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
  - イ 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された書類は返却しない。
  - エ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

#### 9. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格の確認結果について、各申請者に「入札参加資格確認通知書」により通知する。  
なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。  
なお、書面の様式は自由。

受付期間 : 平成 27年 8月 10日 (月曜日) から平成 27年 8月 17日 (月曜日)  
午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

#### 10. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

#### 11. 入札及び契約担当部署

所在地 : 〒 900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
担当部署 : 沖縄県企画部 土地対策課 地籍管理班 (沖縄県庁舎7階)  
電話番号 : 098-866-2040